明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

二年五月一日現在における教職員数で市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定によつて都道府県が給与を負担する者に係る数とする。

12　第九項第一号の算式Ⅰの符号において、市町村が組織する組合立の学校に在勤する教職員の数は、当該組合を組織する市町村に居住する児童数又は生徒数で按分し、当該按分した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を関係市町村の教職員数とする。この場合において、級別は、当該学校の級別による。

13　市町村の経費に係る普通態容補正係数（「その他教育費」及び「社会福祉費」にあつては普通態容補正Ⅰ係数）は、次項から第二十二項までに定めるもののほか、第一号及び第二号の規定により算定した率を合算した率（「地域振興費」に係る普通態容補正係数にあつては当該合算した率に一を加えた率）とする。ただし、次項から第二十二項までの規定による率又は当該合算した率が一・〇〇〇に満たないときは一・〇〇〇（「社会福祉費」に係る町村の普通態容補正係数にあつては、〇・九一〇に満たないときは〇・九一〇）とする。

［一・二　略］

［14　略］

15　「港湾費」、「小学校費」及び「中学校費」に係る普通態容補正係数並びに「高等学校費」、「農業行政費」及び「林野水産行政費」に係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の地域手当の級地につき、別表第一（給与差等）に定める率とする。

16　「高等学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B}{A}+1$$

算式の符号

［略］

B　当該年度の５月１日現在における当該指定都市の設置する高等学校（特定公立国際教育学校等（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の３第３項第３号に規定する特定公立国際教育学校等をいう。以下同じ。）に該当するものに限る。）及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の後期課程について、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第８条、第９条第１項、第10条から第12条まで並びに第22条第１号及び第２号（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令第２条第２項の表の一の項（普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択によることを旨として総合的に履修させる学科を除く。）に限る。）の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数として文部科学大臣が調査した数

17　「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

二年五月一日現在における教職員数で市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定によつて都道府県が給与を負担する者に係る数とする。

12　第九項の算式の符号において、市町村が組織する組合立の学校に在勤する教職員の数は、当該組合を組織する市町村に居住する児童数又は生徒数で按分し、当該按分した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を関係市町村の教職員数とする。この場合において、級別は、当該学校の級別による。

13　市町村の経費に係る普通態容補正係数（「社会福祉費」にあつては普通態容補正Ⅰ係数）は、次項から第二十項までに定めるもののほか、第一号及び第二号の規定により算定した率を合算した率（「地域振興費」に係る普通態容補正係数にあつては当該合算した率に一を加えた率）とする。ただし、次項から第二十項までの規定による率又は当該合算した率が一・〇〇〇に満たないときは一・〇〇〇（「社会福祉費」に係る町村の普通態容補正係数にあつては、〇・九〇五に満たないときは〇・九〇五）とする。

［一・二　同上］

［14　同上］

15　「港湾費」、「小学校費」及び「中学校費」に係る普通態容補正係数並びに「高等学校費」、「その他の教育費」、「農業行政費」及び「林野水産行政費」に係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の地域手当の級地につき、別表第一（給与差等）に定める率とする。

16　「高等学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B}{A}+1$$

算式の符号

［同左］

B　当該年度の５月１日現在における当該指定都市の設置する高等学校（特定公立国際教育学校等（国家戦略特別区域法第12条の３第３項第３号に規定する特定公立国際教育学校等をいう。以下同じ。）に該当するものに限る。）及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の後期課程について、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第８条及び第９条第１項、第10条から第12条、第22条第１号及び第２号（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和37年政令第215号）第２条第２項の表の一の項（普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択によることを旨として総合的に履修させる学科を除く。）に限る。）の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数として文部科学大臣が調査した数

17　「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。